神戸中央航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。） 一　神戸第七防波堤西灯台（北緯三十四度四十分八秒東経百三十五度十五分十四秒）から三百二十七度三十分八百三十メートルの地点 二　神戸第七防波堤西灯台から百五十度三十分三千三十メートルの地点 三　大阪灯台から二百五十六度六千百メートルの地点 四　平磯灯標（北緯三十四度三十七分十八秒東経百三十五度三分五十五秒）から九十七度一万千二百三十メートルの地点 五　平磯灯標から九十二度九千四百三十メートルの地点 六　神戸第七防波堤西灯台から百七十三度三千七百八十メートルの地点 七　神戸第七防波堤西灯台から百五十九度三十分三千九十メートルの地点 八　神戸第七防波堤西灯台から二百九十六度三十分九百七十メートルの地点	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第二の改正規定及び別表第四京浜の部横浜航路の項の改正規定　令和五年十二月一日

二　別表第五の改正規定　令和六年二月一日